<施工体制台帳等の提出書類チェックリスト>

	書類の種類	提出の要	否
①施工体制台的	帳(元請負人に関する事項)「別記様式第2号の1(3条関係)」	必須	
②施工体制台	帳(下請負人に関する事項)「別記様式第2号の1(3条関係)」	必須	
A 元請業	者が発注者と締結した請負契約に係る契約書の写し	必須	
B 元請業	者が下請負人と締結した請負契約に係る契約書の写し	必須	
C 元請の 任を要す	主任(監理)技術者が資格を有することを証する書面又はその写し ※専る監理技術者の場合は、監理技術者資格者証の写しに限る	必須	
付 者である 書 ※健康保	主任(監理)技術者が雇用期間を特に限定することなく雇用されていることを証する書面又はその写し 険被保険者証の写し等 者等記号・番号については、マスキング処理をしてください。)	必須	
	専門技術者が主任技術者資格を有することを証する書面又はその写し 元技術者を置いた場合のみ	元請が専門技 術者を置いた	
	専門技術者が雇用期間を特に限定することなく雇用されている者である する書面又はその写し	場合のみ	
④施工体系図	(別記様式3)	必須	
⑤作業員名簿	「別記様式第2号の3(3条関係)」	必須	
※ 下請負人	が再下請を行った場合は、その都度、次の書類を追加提出する。		
③ G再下請	負通知書(下請負人に関する事項)「様式第2号の2(3条関係)」	必須(下請から徴取)	
13	負通知書(再下請負人に関する事項)「様式第2号の2(3条関係)」	必須(下請から徴取)	
書 打下請負	人が再下請負人と締結した請負契約に係る契約書の写し	必須(下請から徴取)	
④施工体系図	(別記様式3)	必須(再下請人を追記)	
⑤作業昌名簿		必須(下請から徴取)	

(注1)上記の順に並べて提出してください。なお、それぞれの書類が複数枚になる場合は、両面コピーでも構いません。(ただし、上記④の書類を除く。) (注2)契約書については、必要事項14項目の記載は必要となりますが、少なくとも「工事名」「工期」「契

(注2) 契約書については、必要事項14項目の記載は必要となりますが、少なくこも「工事名」「工期」「実約金額」「請負代金の支払時期及び方法」「双方の署名押印」が確認できる部分を添付してください。 (注3) 当初契約に内容の変更が生じた場合は、変更後の必要事項を記載のうえ、下請施工状況変更届「様式4号」とともに必要書類を提出してください。 (注4) 作業員名簿については、作業従事者が適正な保険等に加入をしているかを確認するために必要な書類となります。建設業法の改正に伴い、提出が義務付けされた書類となります。

施工体制台帳解説(元請業者)

施工体制台帳 (作成例)

月 日€

[会社名·事業者ID] ○○建設株式会社

[事業所名・現場ID] 同上

_ Ŧ*	17140 903	בייייייייייייייייייייייייייייייייייייי	[H]	1									_
			討	中可業種		許	可	番号		韵	F可(更新):	年月日	-
建設	業の許可	土木、工事		び・土工、	舗装 大臣 特定 知事 一般		OC	第	12345	子	成〇〇年4	月6日	
		築		I	事業大局(特定	9 分	00)第	5432号	平	成〇〇年4	月6日	
	事名 称 ド内 容				路)道路改良工 00m3、舗装工1,0					境界工30	00m、照明灯	10基)	
〒 371-8601 前橋市役所 前橋市大手町二丁目					12番1号)								
工	期	自名	9和〇	年5月10	日 至 令和〇	年3	3月	20目	契約日	4	令和○年5月	7目	=
		区分	分		名 称					住	所		
契約	1営業所	元請梦	契約	○○建設材	株式会社 前橋市大手					町〇丁目〇〇番〇号			
		下請夠	契約	同上									
	保険加入	1	健康	厚生年金保険				雇用保険 労災保険					-
健康 保険	の 有 無	加入	未加力	入・適用除外	用除	外 (加力・非	き加入・ 泊	窗用除外	加入·未加入	• 適用除外		
等の加入	事業所整	区分	営業	業所の名称	健康保険	厚	生年	金保険	雇	雇用保険	労働災害	序補償保険	
状況	理記号等 (HP確認)	元請	С	○建設㈱	00=000			$\triangle \triangle$	0000		0470		
		下請		同上	同上		口	上		同上	Ī,	1上	_
発注	者の監督	員名		前橋	太郎	権限及び意見申出方法			契約書記載のとおり				
現場	けて 理 ノ	人名	_	受注	次郎	権限及び意見申出方法 契約書記載の				=			
監理技術者名 主任技術者名 非専任					資格內容 <u>1級土木施工</u> 管			土木施工管	理技士				
監理技術者補佐名					資格 内容								
専門技術者名 電源 四郎				四郎	専門技術者名					$\overline{}$			
資格內容 第1種電気工			気工事士		資	格卢	容				\		
担当工事内容 電気工事				工事		担	当工事	内容					
	一号特定技能外国人の 従事の状況(有無) 有 無 外国人建設就労 従事の状況(有無)							有無			能実習生の 況 <mark>(有無)</mark>	有無	_

【記入要領】

- 1 この様式は元請が作成し、一次下請負業者を通じて報告される再下請負通知書を添付することにより一次下請負業者別の施工体制台帳として利用する。
- 2 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載のある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。
- 3 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける 営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
- 4 元請契約の欄には、元請契約に係る営業所について、下請契約の欄には下請契約に係る営業所について記載する。 なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載する。下 請負人の営業所の名称欄には、請け負う契約に係る営業所について記載する。
- 5 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載する。一括適用の 承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載する。
- 6 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載する。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本 店の整理記号及び事業所番号を記載する。
- 7 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載する。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載する。
- 8 監理技術者の配置状況について、「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。
- 9 専門技術者の欄には、土木・建築一式工事を施工する場合等で、その工事に含まれる専門工事を施工するために 必要な主任技術者を記載する。 (監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は、専門技術者を兼ねること ができる。

- ・施工体制台帳を作成又は変更した日付を記入する。特に、下請負契約との日付の整合に注意すること。
- ・作成建設業者(元請)の商号名称と工事を担当する事業所名。 (事業所等がなく本社(本店)のみの場合は同上と記載)
- ・建設業の許可は5年ごとに更新しなくてはならない。(許可内容が契約工事内容と一致すること)
- 特定建設業の許可か一般建設業の許可かの別を明示して記載する。
- 作成建設業者(元請)が発注者と締結した契約書に記載された工事名称、工事内容を記入する。
- ・発注者名及び発注者の住所を記入する。
- 作成建設業者(元請)が発注者と締結した契約書に記載された工期、契約日を記入する。
- (工期変更が生じた場合は速やかに変更する。)
- |・元請契約:発注者と契約をしている作成建設業者(元請)の本店、支店もしくは事業所名及び住所を記入する。
- 下請契約: 一次下請と契約をしている作成建設業者(元請)の本店、支店もしくは事業所名及び住所を記入す
- る。(本店が直接下請契約をしている場合は同上と記載)
- ・各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」をOで囲む。
- ・健康保険、厚生年金保険については、事業所整理記号及び事業所番号。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の事業 所整理記号及び事業所番号を記入する。
- ・雇用保険については、労働保険番号もしくは雇用保険適用事業所番号。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、主たる営業所 の労働保険番号を記入する。
- ┃・労働災害補償保険 は、平成31年4月1日より一括有期届が廃止されたことに伴い施工体制台帳等に労働保険番号を記入する。
- 元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は、下請契約欄に「同上」と記入する。
- ・発注者より通知された監督員名を記載する。(原則、一般監督員を記載する)
- ・現場代理人:現場に常駐しなくてはならない。現場代理人は、一次下請を監督するため作成建設業者(元請)が配置するものであり、その権限が委任されている。また、一次下請を別の者が監督する場合は、別途「監督員名」を記載するすること。なお、現場代理人は、建設業法第7条第1号に規定する「経営業務の管理責任者」、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に規定する「営業所の専任技術者」と兼任が出来ません。この規定に違反すると監督処分等の対象となることがありますので、十分、気を付けてください、
- ・監理技術者、主任技術者:建設業法第26 条で規定する監理技術者・主任技術者名を記載し、第26 条第3 項により、公共性のある工作物に関する重要な工事で政令で定めるものについては、「専任」のものでなければならない。監理技術者は監理技術者証の携帯義務あり。
- 専門技術者: 監理技術者、主任技術者とは別の技術者である。請け負った工事に付帯する別の専門分野の工事を直接施工する場合に、主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任し、そのものの氏名を記載する(建設業法第26条の2)。一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。
- ・ 監理技術者の資格内容
- (1) 指定建設業の場合(土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園工事業の7 業種)
- ① 技術検定その他の試験で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものに合格した者又は他の法令の規定による免許で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものを受けた者 ② 国土交通大臣が①と同等の能力を有すると認定した者
- (2) 指定建設業以外の場合
- ① (1)①と同じ
- ② 主任技術者の要件のいずれかに該当する者のうち、発注者から直接請負い、その請負金額が政令で定める金額以上である工事に関して2 年以上指導監督的な実務経験を有する者。
- ③ 国土交通大臣が①又は②と同等の能力を有すると認定した者
- ・出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄の第一号に掲げる活動を行う者(外国人建設就労者)が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を〇で囲む。
- ・出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの(外国人建設就 |労者)が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を〇で囲む。
- ・出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」をOで囲む。

《下請負人に関する事項》

会社名・事業者1D □□工業株式会社 代表 者 「下請 一郎 〒371-○○○ 前橋市○○町○一◎ (登○○○-△△△-□□□) 正 事 名 称びる											
 電話番号 前橋市○町○● (全) (大田 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中	会社名・ 事業者ID	□□工業株式会社	代表者名	下請 一郎							
及											
型 約 金 額	及び	坊災・安全交付金(道路)道路改良工事(○○第1号) (土木一式 土工1,000m3、側溝工500m、境界工300m)									
要 約 金 額 (税込み) 36,000,000円 (税込み) 35 法定福利費 (税込み) 55 法定福利費 (比記法定福利費額 500,000円 (税込み) 位 上記法定福利費額 500,000円 (上記法定福利費相当額が含まれている。 (上記法定福利費相当額が含まれている。	工期	自 令和○年6月10日 至	令和○年2月10日	契約日	令和○年6月1日						
建設業の許可 土木、どび・土工工事業 大臣 特定 知事 一般	契 約 金 額										
建設業の許可		施工に必要な許可業種	許可番号	許	可 (更新) 年月日						
上事業 知事 一般 第 号 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	建設業の許可	十木 ビバ・十一 黒至 ***	第 88	-般							
健康保 険等の 加入状 現場代理人名		上事業 知事	一般第	·	, ,,						
加入状 事業所整 理記号等 (HP確認)	健康保 の 有 無			,_,,,,,							
100 (HP確認) 下請 同上 同上 同上 同上 同上 同上 現場代理人名 下請 五郎 安全衛生責任者名 下請 五郎 権限及び意見申出方法 契約書記載のどおり 安全衛生推進者名 福 太郎 ※ 主任技術者名 事件 資格內容 1級土木施工管理技士 ※ 専門技術者名 資格內容 資格內容	加入状事業所整										
現場代理人名 下請 五郎 安全衛生責任者名 下請 五郎 権限及び意見申出方法 契約書記載のどおり 安全衛生推進者名 福 太郎 ※ 主任技術者名 事任 下請 五郎 雇用管理責任者名 下請 次郎 資 格 內 容 1級土木施工管理技士 ※ 専門技術者名 資 格 內 容 資 格 內 容											
※ 主任技術者名 専任 非専任 下請 五郎 雇用管理責任者名 下請 次郎 資 格 內 容 1級土木施工管理技士 ※ 専門技術者名 資 格 內 容 資 格 內 容		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1, ,,=								
※ 土仕技術者名 下請 五郎 雇用官理員任者名 下請 次郎 資 格 内 容 1級土木施工管理技士 ※ 専門技術者名 資 格 内 容 資 格 内 容	権限及び意見申出	方法 契約書記載のどおり	安全衛生推進者	安全衛生推進者名 福 太郎							
資格內容	※ 主任技術		雇用管理責任者	雇用管理責任者名 下請 次郎							
	資格内容	字 1級土木施工管理技士	※ 専門技術者	※ 専門技術者名							
			資 格 内	資格 内容							
担当工事内容			担当工事内	容							

一号特定技能外国人の 従事の状況の<mark>(有無)</mark>

有無

外国人建設就労者の 従事の状況(<mark>有無</mark>) 有 (無

外国人技能実習生の 従事の状況(<mark>有無)</mark> 有無

【主任技術者、専任技術者の記入要領】

- 1 主任技術者の配置状況について[専任・非専任]のいづれかに○印すること。
- 2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。 (一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。) 複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
- 3 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する。)
- ① 経験年数による場合
- 1) 大学卒[指定学科] 3年以上の実務経験 2) 高校卒[指定学科] 5年以上の実務経験 3) その他
- ② 資格等による場合
- 1)建設業法「技術検定」 2)建設業法「建築士試験」 3)技術士法「技術士試験」
- 4) 電気工事士法「電気工事士試験」 5 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
- 6)消防法「消防設備士試験」 7)職業能力開発促進法「技能検定」

【施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)】

- 1 発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約 書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く。)
- 2 主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者 又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又 はこれらの写し
- 3 専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

施工体制台帳解説(下請人に関する事項)

- 下請負人の商号名称、代表者名、住所、電話番号を記入する。
- 下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名称及び、工事内容を記入する。
- ・下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工期、契約日を記入する。(工期変更が生じた場合は速やかに変更する。)
- 契約金額の確認日については、契約日と同日。
- ・法定福利費については、工事の直接的な作業に従事する現場作業員(元請、下請共)に係る法定福利費の事業主負担分を計算してください。法定福利費の対象は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料(労働災害補償保険を除く)です。通常の法定福利費は、各社の年間の賃金総額に、社会保険の法定保険料率を乗じて算出するため、工事ごとに積算することは非常に困難です。このことから、工事費内訳明細書に記載する法定福利費は、各工事に計上されている労務費を賃金とみなして計算しています。下請からの見積書に法定福利費が記載されている場合は、それを使用して算出することも可能です。
- 例)〇〇工事の法定福利費ニ下請A社見積に記載の法定福利費+下請B社見積もりに記載の法定福利費 + ・・・
- ・工事価格に含まれる法定福利費は、消費税の対象となるため、請負代金内訳書には、税込の金額を記載してください。・チェックの欄は、必ず法定福利費の内訳を確認して該当する項目に√点を記入してください。
- 建設業の許可は5年ごとに更新しなくてはならない。(許可内容が契約工事内容と一致すること)
- 建設業許可を保有していない場合は斜線で消す。(許可のない業者は、500万以上の工事を請け負うことはできません。)
- ・各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」をので囲む。
- ・健康保険、厚生年金保険については、事業所整理記号及び事業所番号。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の事業 所整理記号及び事業所番号を記入。
- •雇用保険については、労働保険番号もしくは雇用保険適用事業所番号。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、主たる営業所の労働保険番号を記入。
- ・労働災害補償保険は、平成31年4月1日より一括有期届が廃止されたことに伴い施工体制台帳等に労働保険番号を記入する。また、下請契約を結んだ一人親方、個人事業主等の方は、特別加入制度を利用し労災保険の特別加入に努めてください。
- ・元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は、下請契約欄に「同上」と記載する。
- ・現場代理人:一次下請会社の当該施工を担当する現場責任者の氏名を記載する。
- ・主任技術者:建設業の許可を有する請負人は技術者を配置しなければならない。 (請負金額3,500万円以上で専任配置。)
- ・安全衛生責任者: 当該場所の労働者数が常時50 人以上(ずい道、橋梁、圧気工法は常時30 人以上)であり、統括安全衛生責任者を選任すべき事業者以外の請負人で当該仕事を自ら行うものは、安全衛生責任者を選任しなくてはならない。(労働安全衛生法第16 条)
- ・安全衛生推進者:安全管理者及び衛生管理者の選任が義務付けられていない10人以上50人未満(常時使用する労働者数)の小規模事業場の安全衛生管理体制を明確にし、安全衛生水準の向上を図るために安全衛生推進者の選任が義務付けられている。(労働安全衛生法第12条の2)
- •雇用管理責任者:事業主は、建設事業を行う事業場ごとに「雇用管理責任者」を選任し、建設労働者の雇用管理を行うことが求められている。資格は、法令上特に必要はないが、建設労働者の雇用管理について責任を持つ立場にあるため、企業内においてある程度の地位にあり、雇用管理に関する相当の実務経験のある方が望ましい。(建設動労者雇用改善法第5条)
- ・専門技術者:主任技術者とは別の技術者である。請け負った工事に付帯する別の専門分野の工事があり、直接施工する場合(大工工事のみの許可を受けている一次下請会社が、付帯する足場組み立てを行う場合等)に、主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任し、そのものの氏名を記載する(建設業法第26条の2)。主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。
- ・出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄の第一号に掲げる活動を行う者(外国人建設 就労者)が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を〇で囲む。
- ・出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定める もの(外国人建設就労者)が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を〇で囲む。 ・出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者が当該建設工事に従事する場 合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を〇で囲む。

の従事の状況(有無)

再下請負通知書

日 🔍

月

	近上位(V/⇔ ∆17		•—						
注	文 者 名 3	兄場代母	人 安社	次郎		[=	報告下請負	業者】			_	1
						1	住 所	前橋市)-©		
	情名称・ 業 者 ID	○○建	設株式会社	t		:	会社名・ <mark>事業者</mark> ID 代表者名		業株式会	会社		_
<u> </u>	自社に関っ	する事項	頁》									_
及	事 名 称 び 事 内 容	/ *	安全交付工一式	金(道 江1, 000	路) 道路)m3、側?	改良 購工:	L工事(○ 500m、境	○第1 界工30	号) 00m)			Ì
工	期	自至	令和 ○ ⁴ 令和 ○ ⁴		10日		文者との 契約日	令	∵和○年	6月 1	B	
契	約 金 額	3 うち法定		, 0 0 0 (税込み 500,000	円 ■法 メ) ■法 (上	:定福和 :記法5	ク】 利費相当額を 利費金額が契 定福利費額 契約金額には	約書又は	t契約内訳 500,	に明示され [*] 000円)	ている。	
建部	改業の許可		<u>に必要な許</u> どび・土工		大臣 (特) 知事 一般 大臣 特)	許ら	可番号	3888号	許可 平成	(更新) 年	月日	\
健康			康保険	厚	知事 一般	験	雇	用保険		労災保) 険	┥
保険 等の 状況	事業所整 理記号等	区分	未加入・適用除営業所の名利□□工業株式会□□上	社 00=	・未加入・道 康保険 =○○○○ 司上		ト (加)・未 生年金保険 △ △ △ △ 同上	雇用	用除外 【加 月保険] □ □ 引上	プ・未加入・ 労働災害 ○ △ ¹ 同	補償保険	J
監	督 員		下請			安全	衛生責任	· ·		請 五郎		٦
	権限及7		契約書記	己載のと	おり	安全	全衛生推進	者名	1	福 一郎		
現	場代理丿		下請	青 五郎		雇用	曾理責任	者名	下	請 次郎		Į
	権限及(意見申出)	方法	契約書記	己載のと	おり	 ₩ ঢ়	專門技術?	者名				
₩ ∃	主任技術	者名 非	1	請 五郎	3		資格 内	容				
	資格 内	容	1級土木	施工管理	里技士		担当工事	内容				
一月	号特定技能 (本文)	外国人	有無	外国人	建設就労	者	有〔無〕	外国	国人技能	実習生	有(無)	

• 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄の第一号に掲げる 活動を行う者(外国人建設就労者)が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予 定がない場合は「無」を〇で囲む。

の従事の状況(有無)

の従事の状況(有無)

- ・出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であっ て、国土交通大臣が定めるもの(外国人建設就労者)が、建設工事に従事する場合は 「有」、従事する予定がない場合は「無」を〇で囲む。
- ・ 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者が 当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を〇で囲む。

・再下請負通知書を作成又は変更した日付を記入する。特に、再下請負契約との日付の整合に留意のこと。

- ・再下請負通知人が請負った建設工事の注文者の商号名称、現場代理人名(所長名)を記入する。
- 再下請負通知人の住所、商号名称、代表者名を記入する。
- ・再下請負通知人が請負った建設工事の元請の商号名称を記入する。 (再下請負通知人が一次下請の場合は、直近上位の注文者名と同じ名称となる。)
- ・再下請負通知人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名称及びその具体的な工事内容を記入する。
- 再下請負通知人が請負った建設工事の契約書に記載された工期、契約日を記入する。工期変更が生じた場合は速や かに変更する。
- ・建設業の許可は5年ごとに更新しなくてはならない。(許可内容が契約工事内容と一致すること)
- ・建設業許可を保有していない場合は斜線で消すこと。ただし、無許可業者は、500万円未満の工事(建築一式では1,500 万円未満)の施工。
- 契約金額の確認日については、契約を行う事前の段階で確認を行った日でも問題ありません。
- ・法定福利費については、工事の直接的な作業に従事する現場作業員(元請、下請共)に係る法定福利費の事業主負担分を計 算してください。法定福利費の対象は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料(労働災害補償保険を除く)です。通常 の法定福利費は、各社の年間の賃金総額に、社会保険の法定保険料率を乗じて算出するため、工事ごとに積算することは非常 に困難です。このことから、工事費内訳明細書に記載する法定福利費は、各工事に計上されている労務費を賃金とみなして計 算しています。下請からの見積書に法定福利費が記載されている場合は、それを使用して算出することも可能です。

例)〇〇工事の法定福利費=下請A社見積に記載の法定福利費+下請B社見積もりに記載の法定福利費 + ・・・

- 工事価格に含まれる法定福利費は、消費税の対象となるため、請負代金内訳書には、税込の金額を記載してください。 チェックの欄は、必ず法定福利費の内訳を確認して該当する項目に✔点を記入してください。
- ・建設業の許可は5年ごとに更新しなくてはならない。(許可内容が契約工事内容と一致すること)
- ・建設業許可を保有していない場合は斜線で消すこと。ただし、無許可業者は、500万円未満の工事(建築一式では1,500 万円未満)しか施工できない。
- ・健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行って いない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」を、従業員規模等により 各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を〇で囲む。
- 事業所整理記号等の営業所の名称欄には、請負契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康 保険組合にあっては組合名)を、一括承認に係る営業所の場合は、本店の整理番号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整 理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号 を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。なお、直近上位の注文者との請負契約に 係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う場合には欄をそれぞれ追加する。
- 労働災害補償保険 は、平成31年4月1日より一括有期届が廃止されたことに伴い施工体制台帳等に労働保険番号を記入する。ま た、下請契約を結んだ一人親方、個人事業主等の方は、特別加入制度を利用し労災保険の特別加入に努めてください。
- 元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は、下請契約欄に「同上」と記載する。
- ・監督員名:再下請負人を監督するために再下請負通知人が監督員を置く場合に記入する。その権限が現場代理人に委任されている場合は「現場代 理人名」を記載する。
- ・現場代理人:下請負工事を請負った会社の当該施工部分を担当する現場責任者の氏名を記載する。
- ・主任技術者:建設業の許可を有する請負人は技術者を配置しなければならない。請負金額3,500万円以上で専任配置
- ・安全衛生責任者:当該場所の労働者数が常時50人以上(ずい道、橋梁、圧気工法は常時30人以上)であり、統括安全衛生責任者を選任すべき事 業者以外の請負人で当該仕事を自ら行うものは、安全衛生責任者を選任しなくてはならない。 (労働安全衛生法第16条)
- ・安全衛生推進者:安全衛生管理体制を明確にし、安全衛生水準の向上を図るため、50人以上では安全管理者及び衛生管理者の選任が義務付けら れ、安全管理者及び衛生管理者の選任が義務付けられていない10人以上50人未満(常時使用する労働者数)の小規模事業場においては、安全衛生 推進者の選任が義務付けられている。(労働安全衛生法第12条の2)
- 雇用管理責任者: 事業主は、建設事業を行う事業場ごとに「雇用管理責任者」を選任し、建設労働者の雇用管理を行うことが求められている。資 格は、法令上特に必要はないが、建設労働者の雇用管理について責任を持つ立場にあるため、企業内においてある程度の地位にあり、雇用管理に関 する相当の実務経験のある方が望ましい。(建設動労者雇用改善法第5条)
- ・専門技術者:主任技術者とは別の技術者である。請け負った工事に付帯する別の専門分野の工事があり、直接施工する場合(大工工事のみの許可 を受けている下請会社が、付帯する足場組み立てを行う場合等)に、主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任し、そのものの氏名 を記載する(建設業法第26条の2)。一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができ

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について、次のとおり報告いたします。

	11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	人〇口 1 明天人	小因所已少	1000 C 40	リ報百いたしま	7 0					
会社名・事業者 ID	有限会社 △△工務店 代表者名 有限 剛										
住所・電話番号	〒371−◎◎◎◎ 前橋市○○町□□番地 (お 027−◎◎◎−										
工事名称及び 工事内容	防災・安全交付金(道型枠工事)	5災・安全交付金(道路)道路改良工事(○○第1号) 枠工事									
工期	自 令和○年 7月1	0日至 令和○	年12月10日	契約日	令和○年6月	5 日					
【チェック】											
建設業の許可		大臣 特 本 大臣 特 大臣 特 大臣 特 本 大臣 特 和 事 一 相	第 9% 定	9999 号 号	許可(更新) 4 平成〇〇年4 年 月						
健康 保険 有 無		厚生年金保 加入 未加入・適				・ ・ 適用除外					
等の 加入 理記号等 状況 (IPT確認)	元請	健康保険 ××××	厚生年金保険 ××××	補償保険							
現場代理人名 有限 清 可上 同上 市限 清											
権限及び意見申出方法契約書記載のとおり 雇用管理責任者名 有限 次男 ※主任技術者名 事任 ※ 専門技術者名 非専任 有限 清											
資格 内	容 法第7条第2 実務経験1	2号口該当	資 格 内 担当工事内								
	一号特定技能外国人の 従事の状況(有無) 有 無 外国人建設就労者の 従事の状況(有無) 有 無 有 無 外国人技能実習生の 従事の状況(有無) 有 無 体事の状況(有無) 有 無 有 無 は事の状況(有無)										

【記入要領】

- 1 報告下請業者は直近上位の注文者に提出すること。
- 2 再下請契約がある場合は《再下請契約関係》欄(当用紙の右部分)を記入するとともに、次の契約書類の写しを 提
- 出する。なお、再下請が複数ある場合は、《再下請契約関係》欄をコピーして使用する。
- 3 一次下請負業者は、二次下請負業者以外の業者から提出された書類とともに様式第1号に準じ下請負業者編成表 を

作成の上、 元請に届出ること。

- 4 この届出事項に変更があった場合は直ちに再提出すること。
- 5 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける
- 業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
- 6 元請契約の欄には元請契約に係る営業所について、下請契約の欄には下請契約に係る営業所について記載する。 なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載する。 下請負人の営業所の名称欄には、請け負う契約に係る営業所について記載する。
- 7 健康保険の欄には、事業所整理番号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載する。一括適用の承

認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載する。

- 8 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載する。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本 店
- の整理記号及び事業所番号を記載する。
- 9 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載する。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号

を記載する。

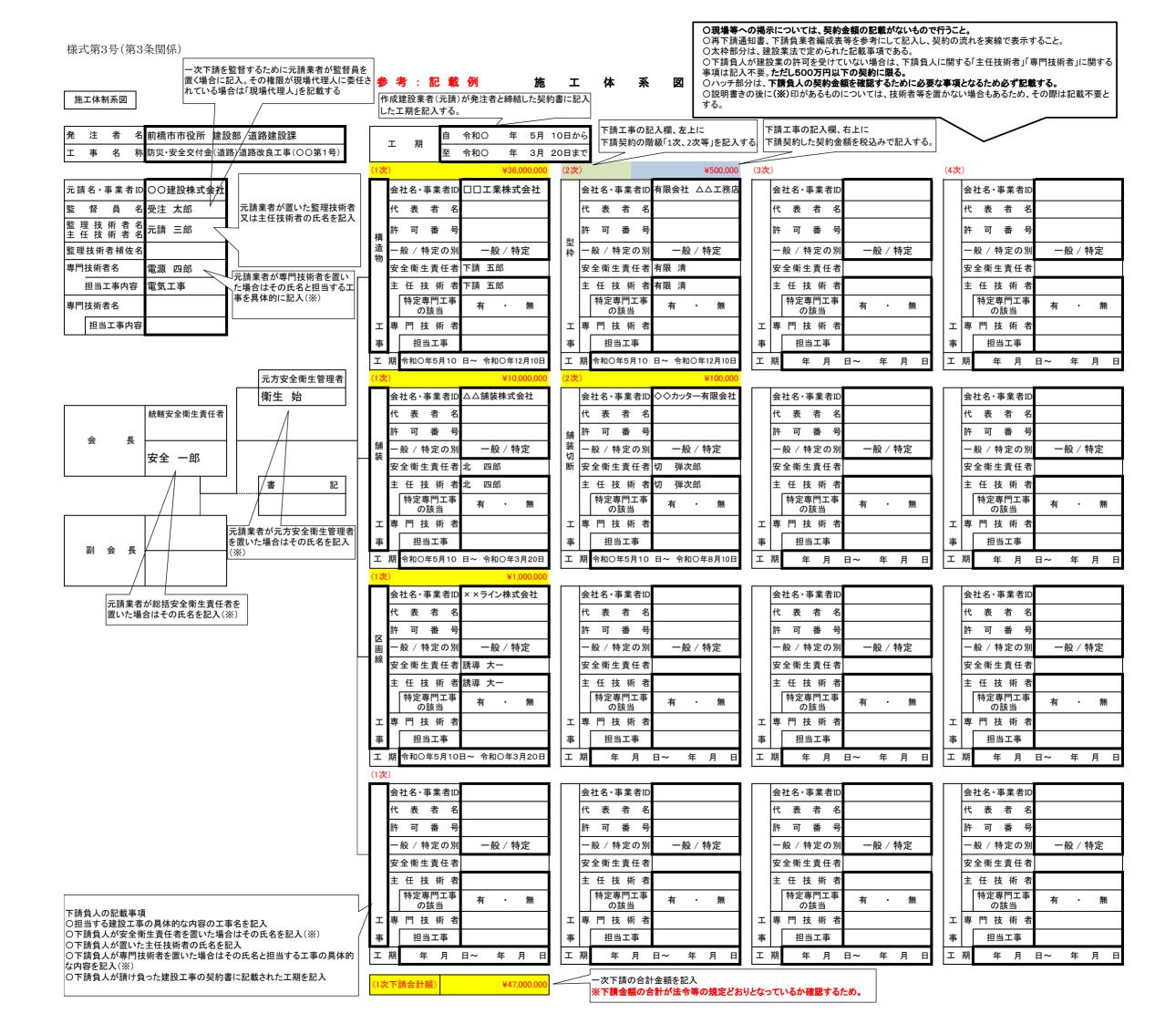
- 10 主任技術者の配置状況について、 [専任・非専任] のいずれかに○印を付すこと。
- 11 専門技術者の欄には、土木・建築一式工事を施工する場合等で、その工事に含まれる専門工事を施工するために
- 要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は、専門
- 術者を兼ねることができる。)複数の専門工事を施工するために、複数の専門技術者を要する場合は、適宜欄を設

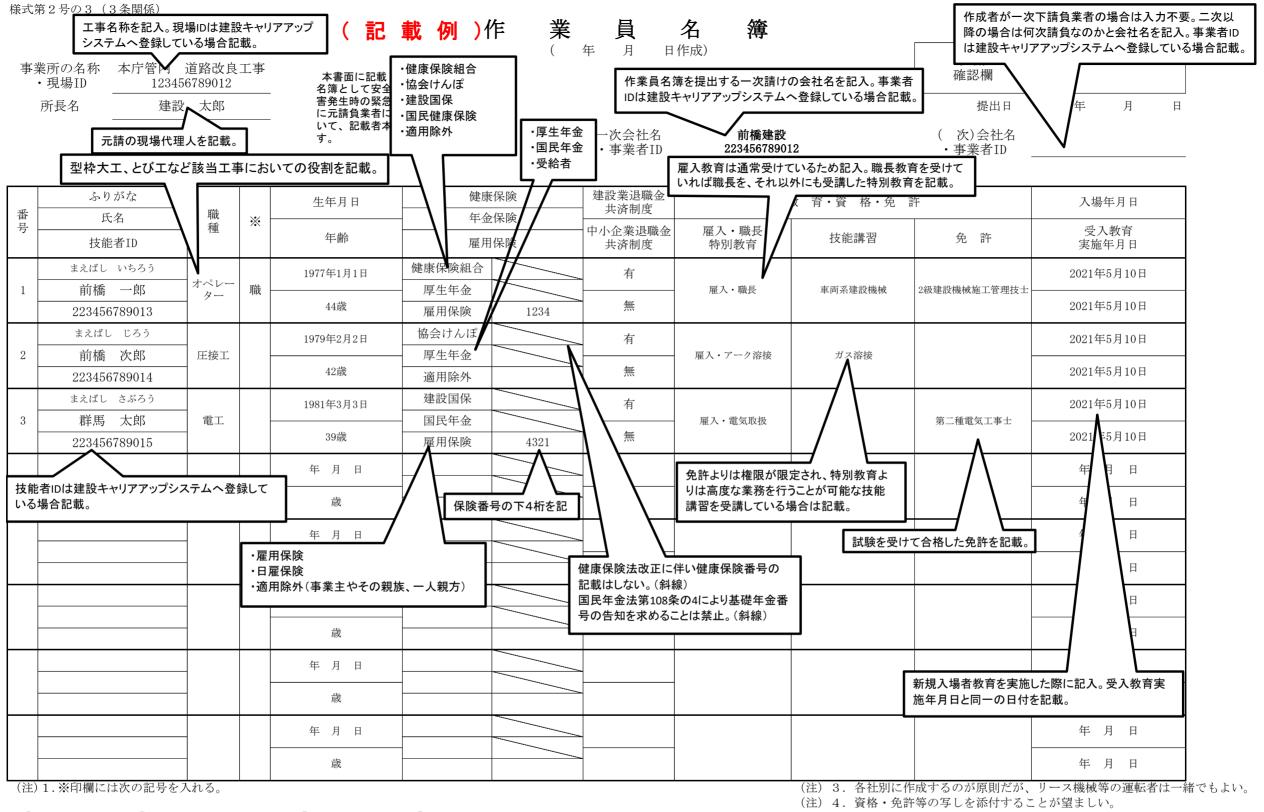
再下請通知書解説 再下請関係

- 再下請負通知人の住所、商号名称、代表者名を記入する。
- 再下請負通知人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名称及びその具体的な工事内容を記入する。
- ・再下請負通知人が請負った建設工事の契約書に記載された工期、契約日を記入する。工期変更が生じた場合は速や かに変更する。
- ・法定福利費については、工事の直接的な作業に従事する現場作業員(元請、下請共)に係る法定福利費の事業主負担分を計算してください。法定福利費の対象は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料(労働災害補償保険を除く)です。通常の法定福利費は、各社の年間の賃金総額に、社会保険の法定保険料率を乗じて算出するため、工事ごとに積算することは非常に困難です。このことから、工事費内訳明細書に記載する法定福利費は、各工事に計上されている労務費を賃金とみなして計算しています。下請からの見積書では、日本のでは、それを使用して算出することも可能です。

例)〇〇工事の法定福利費=下請A社見積に記載の法定福利費+下請B社見積もりに記載の法定福利費 + ・・・

- ・工事価格に含まれる法定福利費は、消費税の対象となるため、請負代金内訳書には、税込の金額を記載してください。
- チェックの欄は、必ず法定福利費の内訳を確認して該当する項目に
 / 点を記入してください。
- 建設業の許可は5年ごとに更新しなくてはならない。(許可内容が契約工事内容と一致すること)
- ・建設業許可を保有していない場合は斜線で消すこと。ただし、無許可業者は、500万円未満の工事(建築一式で は1,500万円未満)の施工。
- ・健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を〇で囲む。
- ・事業所整理記号等の営業所の名称欄には、請負契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を、一括承認に係る営業所の場合は、本店の整理番号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。なお、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う場合には欄をそれぞれ追加する。
- ・労働災害補償保険は、平成31年4月1日より一括有期届が廃止されたことに伴い施工体制台帳等に労働保険番号を記入する。また、下請契約を結んだ一人親方、個人事業主等の方は、特別加入制度を利用し労災保険の特別加入に努めてください。
- 元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は、下請契約欄に「同上」と記載する。
- ・監督員名 : 再下請負人を監督するために再下請負通知人が監督員を置く場合に記入する。その権限が現場代理人に委任されている場合は「現場代理人名」を記載する。
- 現場代理人:下請負工事を請負った会社の当該施工部分を担当する現場責任者の氏名を記載する。
- ・主任技術者:建設業の許可を有する請負人は技術者を配置しなければならない。請負金額3,500万円以上で専任配置。
- ・安全衛生責任者: 当該場所の労働者数が常時50人以上(ずい道、橋梁、圧気工法は常時30人以上)であり、統括安全衛生責任者を選任すべき事業者以外の請負人で当該仕事を自ら行うものは、安全衛生責任者を選任しなくてはならない。(労働安全衛生法第16条)
- ・安全衛生推進者:安全衛生管理体制を明確にし、安全衛生水準の向上を図るため、50人以上では安全管理者及び衛生管理者の専任が義務付けられ、安全管理者及び衛生管理者の選任が義務付けられていない10人以上50人未満(常時使用する労働者数)の小規模事業場においては、安全衛生推進者の選任が義務付けられている。(労働安全衛生法第12条の2)
- ・雇用管理責任者:事業主は、建設事業を行う事業場ごとに「雇用管理責任者」を選任し、建設労働者の雇用管理を行うことが求められている。資格は、法令上特に必要はないが、建設労働者の雇用管理について責任を持つ立場にあるため、企業内においてある程度の地位にあり、雇用管理に関する相当の実務経験のある方が望ましい。(建設動労者雇用改善法第5条)
- ・専門技術者:主任技術者とは別の技術者である。請け負った工事に付帯する別の専門分野の工事があり、直接施工する場合(大工工事のみの許可を受けている一次下請会社が、付帯する足場組み立てを行う場合等)に、主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任し、そのものの氏名を記載する(建設業法第26条の2)。主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。
- ・出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄の第一号に掲げる活動を行う者(外国人建設就労者)が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を〇で囲む。
- ・出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの(外国人建設就 労者)が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を〇で囲む。
- ・出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事す る予定がない場合は「無」をOで囲む。





- (現) …現場代理人 作 …作業主任者 ((注) 2.) 女 …女性作業員 未 …18歳未満の作業員
- (主) ···主任技術者 (職) ···職 長 安 ···安全衛生責任者 (能) ···能力向上教育 再) ···危険有害業務 · 再発防止教育
- (習) …外国人技能実習生 (就) …外国人建設就労者 1特 … 1 号特定技能外国人
- (注) 2.作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

- (注) 5. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、 建設国保、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者で ある等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記 載。
- (注) 6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。 各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
- (注) 7. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。
- (注) 8. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。
- (注) 9. 安全衛生に関する教育の内容(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。
- (注) 10. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格 (例:登録 \bigcirc 基幹技能者、 \bigcirc 級 \bigcirc 施工管理技士)を有する場合は、「免許」欄に記載。
- (注) 11. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。